

# 長崎県公立大学法人職務発明等に対する補償金の支払に関する細則

〔平成17年4月1日  
細則第10号〕

(趣旨)

第1条 この細則は、長崎県公立大学法人職務発明等規程（平成17年規程第9号。以下「規程」という。）第17条の規定に基づき、補償金の算定及び支払方法等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

- (1) 「特許権等」とは、規程第2条第1項第1号イ、ハ及びニに掲げるものをいう。
- (2) 「特許を受ける権利等」とは、規程第2条第1項第1号ロに掲げるものをいう。

(特許権等取得の通知)

第3条 理事長は、法人が当該発明者から職務発明等に係る特許を受ける権利等を承継して、これに基づいた出願等により特許権等を取得した場合には、当該発明者に通知するものとする。

(登録補償金の請求)

第4条 発明者は、前条の通知があったとき、理事長に対し補償金（以下「登録補償金」という。）を請求（様式第1号）することができる。

(登録補償金の支払)

第5条 理事長は、当該発明者より前条の請求があったときは、権利1件につき登録補償金15,000円を支払うものとする。

(知的財産権の実施又は処分の通知)

第6条 理事長は、当該発明者より承継している知的財産権を実施又は処分して収入を得た場合には、当該発明者に通知するものとする。

(実施補償金の請求)

第7条 発明者は、前条の通知があったとき、理事長に対し補償金（以下「実施補償金」という。）を請求（様式第2号）することができる。

(実施補償金の支払)

第8条 理事長は、前条の請求があったときは、毎年1月1日から12月31日までの間に法人に納入された金額から、知的財産権の取得に要した経費及び維持保全に必要な経費（以下「直接経費」という。）を差し引いた額に100分の50を乗じて算出した額を実施補償金として支払うものとする。

2 前項の直接経費の控除に当たっては、次の各号を適用する。

- (1) 既払い分については全額回収されるまで優先充当する。
- (2) 知的財産権の維持保全に必要な経費の支出については各年で優先充当する。

(共同発明者による補償金の請求手続)

第9条 第3条及び第6条の規定において、各補償金の支払を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、理事長はすべての発明者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた発明者は、各々その持分に応じて補償金を請求するものとする。

(補償金請求権の承継人又は退職者による補償金の請求手続)

第10条 第4条、第7条及び前条の規定は、法人に勤務しなくなった発明者又は発明者の有する補償金の支払を受ける権利を承継した者が補償金を請求する場合に準用する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

登 録 補 償 金 請 求 書

平成 年 月 日

長崎県公立大学法人理事長 様

請 求 人	
住所（〒            -            ）	
所属・職 氏名（フリガナ）	
印	
振込先金融機関名 及び支店名 種 別 口座番号	

下記の発明等に関する登録補償金を、「長崎県公立大学法人職務発明等に対する補償金の支払に関する細則」第4条に基づき、請求します。

記

金 額		金 額 の 計 算 根 拠		
円				
権利名	発明等の名称	発明者が発明等を行ったときの所属機関		
特 許 番 号	特 許 年 月 日	権 利 者 名		
	年 月 日			
	所 属	職	氏 名	持 分
発明者				
[備考]				

実 施 補 償 金 請 求 書

平成 年 月 日

長崎県公立大学法人理事長 様

請 求 人	
住所（〒            —            ）	
所属・職 氏名（フリガナ） <span style="float: right;">印</span>	
振込先金融機関名 及び支店名 種 別 口座番号	

下記の発明等に関する実施補償金を、「長崎県公立大学法人職務発明等に対する補償金の支払いに関する細則」第7条に基づき、請求します。

記

金 額		金 額 の 計 算 根 拠		
円				
権利名	発明等の名称	発明者が発明等を行ったときの所属機関		
特許（出願）番号		特許（出願）年月日	権 利 者 名	
		年 月 日		
	所 属	職	氏 名	持 分
発明者				
法人に納入された実施料又は権利の売却代金				
円（うち消費税            円）				
実施者又は権利購入者の住所、氏名（又は名称）				
[備考]				